

## 資料 4

### 定款等の変更について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い定款及び公益社団法人全国都市清掃会議会計規則を変更する。

#### ◆定款の変更

1. 定款第 10 章（資産及び会計）第 44 条（事業報告及び決算）の（4）損益計算書（正味財産増減計算書）及び（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細を（4）損益計算書（活動計算書）及び（5）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の付属明細に変更する。

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正により、新しい公益法人会計基準が制定されたため。

2. 定款第 10 章（資産及び会計）第 45 条（公益目的取得財産残額の算定）を削除する。

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条削除のため

3. 定款第 46 条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）から第 51 条（公告の方法）まで条を繰り上げる。

#### ◆規則の変更

1. 第 22 条 (1) 収支決算書を (1) 活動計算書に変更する。

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正により、新しい公益法人会計基準が制定されたため。

新旧対照表

新	旧
定款	
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告                      (2) 事業報告の附属明細書                      (3) 貸借対照表                      (4) 損益計算書 (<u>活動計算書</u>)                      (5) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>活動計算書</u>) の附属明細書                      (6) 財産目録</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告                      (2) 事業報告の附属明細書                      (3) 貸借対照表                      (4) 損益計算書 (<u>正味財産増減計算書</u>)                      (5) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>正味財産増減計算書</u>) の附属明細書                      (6) 財産目録</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(公益目的取得財産残額の算定)</u></p> <p><u>第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。</u></p>
<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)</p> <p><u>第45条</u> (定款の変更)</p> <p><u>第46条</u> (解散)</p> <p><u>第47条</u> (公益目的取得財産残額の贈与等)</p> <p><u>第48条</u> (残余財産の帰属)</p> <p><u>第49条</u> (公告の方法)</p> <p><u>第50条</u></p>	<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)</p> <p><u>第46条</u> (定款の変更)</p> <p><u>第47条</u> (解散)</p> <p><u>第48条</u> (公益目的取得財産残額の贈与等)</p> <p><u>第49条</u> (残余財産の帰属)</p> <p><u>第50条</u> (公告の方法)</p> <p><u>第51条</u></p>
規則	
<p>(期末決算)</p> <p>第22条 専務理事は、毎会計年度の末日をもって、次に掲げる決裁に関する書類を作成し、5月10日までに会長に提出し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。</p> <p>(1) <u>活動計算書</u>                      (2) 貸借対照表                      (3) 財産目録書                      (4) 事業報告書                      (5) その他必要な関係書類</p>	<p>(期末決算)</p> <p>第22条 専務理事は、毎会計年度の末日をもって、次に掲げる決裁に関する書類を作成し、5月10日までに会長に提出し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。</p> <p>(1) <u>収支決算書</u>                      (2) 貸借対照表                      (3) 財産目録書                      (4) 事業報告書                      (5) その他必要な関係書類</p>